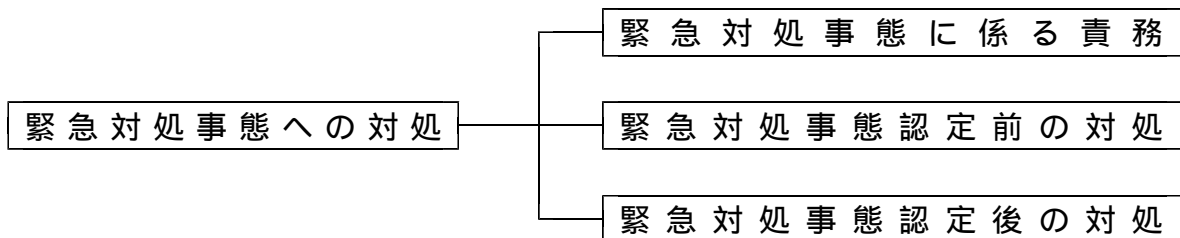


第5編 緊急処理事態への対処

武力攻撃よりも発生の可能性が高い武力攻撃以外のテロ等の事態においては、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとなる。

なお、緊急処理事態については、当初、国民保護法が想定する災害と災対法の災害との区別ができないこと、また、発生した事態ごとに多様な対応が考えられることなどから、緊急処理事態認定前及び認定後の対処に当たっては的確かつ迅速な初動措置及び体制の確立を図るため、以下のとおり対処の概要を整理する。



第1 緊急処理事態に係る責務（法172 関係）

市は、緊急処理事態（後日、対処基本指針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）において、国が定める緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

この場合において、市、県、国及び指定公共機関等は、緊急対処保護措置を実施するに当たって、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

第2 緊急処理事態認定前の対処

市は、多数の死傷者や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合で、当初、その被害の原因が緊急処理事態における大規模テロ等とは判明しないことも想定し、その認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、所要の措置を講ずる。

1 市の危機管理体制の確保

(1) 市危機対策本部の設置

市は、関係機関及び現場からの情報により、爆弾やNBCを使用した多数の人を殺傷する危機事象が判明した場合や緊急処理事態の疑いがある場合には、市国民保護計画に基づき、市危機対策本部を直ちに設置する。

(2) 県等への報告

市は、市危機対策本部を設置したときは、直ちに危機事象の発生及び市危機対策本部の設置について、県に連絡する。

(3) 情報の収集及び提供

市危機対策本部は、県警察、消防機関、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて、危機事象に係る情報収集に努め、国、県、隣接市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(4) 初動措置

市危機対策本部は、危機事象に応じて関係機関により講じられる消防法、警職法、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急、救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

2 県等への要請

(1) 指定の要請

市長は、緊急処理事態の認定につながる可能性のある危機事象による災害が発生し、県や国がその発生について十分に把握していない場合において、市における緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、事態認定を行うとともに、緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定を行うよう県を通じて要請する。

(2) 支援の要請

市は、危機事象の対処に関して、必要があると認めるときは、関係機関等に対し支援を要請する。

第3 緊急処理事態認定後の対処

1 市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定があった場合については、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに市危機対策本部は廃止する。

なお、市緊急処理事態対策本部の設置関連項目等については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

2 緊急対処保護措置の実施

市長は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置に相当する緊急対処保護措置を次のとおり講ずる。

国の緊急処理事態対策本部長の避難措置の指示に基づく，避難の指示の伝達
避難所等の開設，炊き出し等の食品の給与，医療の提供等の避難住民等の救援
安否情報の収集

生活関連施設等の安全確保，退避の措置，事前措置，警戒区域の設定等の攻撃による災害への対処

応急の復旧

3 緊急通報の伝達，応急措置等

市長は，緊急処理事態における災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，住民の生命，身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは，以下に掲げる措置を講ずる。

(1) 緊急通報の伝達

緊急通報を伝達する。

特に，ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において，市長は，対処の現場から情報を得た場合には，緊急処理事態における災害の状況に応じ，迅速に知事に対して通知するとともに，緊急通報の伝達を行う。

(2) 退避の指示の伝達

退避の指示の伝達を行う。

また，退避の指示をする場合において，必要があると認めるときは，その退避先を指示する。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定を行う。

設定については，住民からの通報内容，被災情報等から判断する。

4 緊急処理事態への対処上の留意点

発見者の通報義務，警報の通知・伝達，標章の取扱い及び国民経済上の措置の取扱いについて，下記のとおり留意点を定める。

(1) 緊急処理事態における災害の兆候を発見した者の通報義務

緊急処理事態における災害の兆候を発見した者は，遅滞なく市長又は消防吏員等に通報しなければならない。

(2) 緊急処理事態における警報の伝達

緊急処理事態においては，国の対策本部長により，攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して，警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることとなる。

この場合において，市は，緊急処理事態における警報については，通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、市は、緊急対処事態における警報の伝達については、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(3) 赤十字標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

(4) 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。